

---

<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 122

[10/04/1998; United States District Court for the District of Massachusetts; First Instance]

Zuker v Andrews, 2 F. Supp. 2d 134 (D. Mass. 1998)

---

マサチューセッツ区連邦地方裁判所

1998年4月10日

判事：Collings 地方裁判官

A. Zuker（申立人）対 P. Andrews（被申立人）の件

I. はじめに

アルゼンチンの国籍を有する申立人 A.Z.（以下「Z」、脚注 1）は、国際的な子の奪取に対する救済法（「ICARA」、International Child Abduction Remedies Act・42 U.S. C. s. 11601 以下）によって実施された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する（1980年ハーグ）条約（以下「条約」）に基づいた救済を求めている。Z は、その子である S のアルゼンチンへ返還を求めて、ハーグ条約に基づいて米国中央当局に対して（返還援助の）申請を行った。被申立人の P.A.（以下「A」）である S の母親は、米国籍を有している（脚注 2）。A と当該子はマサチューセッツ州ウォータータウン市に居住している。1997年9月4日に、本裁判所において申立人に子の返還を求める提訴が行われた。1997年12月19日に証拠調べ審理が行われた（脚注 3）。

S と A が米国及びアルゼンチンに居住した期間については異論がない。S は 1993年6月16日にニューヨーク市で出生した（証拠 17）。1994年4月に S と A は数週間アルゼンチンに滞在した。同年4月から11月にかけてニューヨーク市に滞在した。1994年11月から1995年5月まで彼らはアルゼンチンに滞在した。1995年5月から同年11月まで彼らはマサチューセッツ州ウォルサム市の A の母親の家に居住した。1995年11月から1996年6月まで、彼らはアルゼンチンに滞在した。そして、彼らはアルゼンチンを出発し、1996年6月14日にニューヨークに到着した。1996年6月から現在に至るまで、S は A と共にマサチューセッツ州で生活した。A は、ウォルサム市の祖母の家で暮らした後、ウォータータウン市の賃借アパートで暮らした。S はアルゼンチンに帰っていない。

A と S が、計画されていたコンパクトディスク（「CD」、証拠 8）に関する仕事をしてきた Z と同居できるよう、1994 年 11 月にアルゼンチンに渡ったこと、及び、Z が、少なくとも A と S が米国に戻った 1996 年 6 月までアルゼンチンにおいて CD の作成及びマーケティングの仕事をしてきたことについても異論がない。Z は、A と S が米国に帰ってから 1 年後（証拠 3 の 2 頁）の 1997 年 6 月に、A が子を不法に米国に留置したと主張している。本裁判所における問題は、主張された不法な留置が発生した時に子の常居所はどこであったかを決定することである。そして、この問題を解決するには派生的な争点の解決が求められる。

本裁判所は、不法な留置が 1997 年 6 月に起こったとする Z の主張の認定に拘束されない。ハーグ条約第 12 条は、裁判所が、S が不法に留置されたこと及び本裁判所（「締約国の司法当局」）における申立が無効な留置から一年が経過した後で行われたことを認定した場合に、「子が新たな環境に適応している」限り、裁判所が子の返還を命令できない、と定めているため、不法な留置の日付は重要である。申立は 1997 年 9 月 4 日に行われた以上、不法な留置がこの年月日より一年が経過した後に行われたとすれば、S が新たな環境に適応しているかどうかの問題が解決されねばならない。また、主張されている不法な留置があった日付は異なる観点からも重要である。ハーグ条約第 3 条は次のように定めている（関連部分引用）。

子の（略）留置は、次の a 及び b に該当する場合には、不法とする。

a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b 当該連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。(脚注 4)。

従って、「常居所」に関する問題は留置の「直前」の期間とつながっているのである。留置の日付は子の「常居所」が判断されなければならない期間を画しているのである。

## II. 1996 年 6 月時点での S の常居所

### A. 常居所に関する法

救済を求めるためには、Zは、AがSの「常居所」とは異なるところにおいて彼らの息子Sを不法に留置していることを示さなければならない(Wanninger 対 Wanninger, 850 F.Supp. 78, 80 (D. Mass. 1994)事件を参照)。Zは、Sが常居所を有する国はアルゼンチンであると主張している。

「常居所」の概念はハーグ条約において定義されていない。代わりに、子の「常居所」は提出された具体的な事実及び状況を検討して判断されなければならない(Meredith 対 Meredith, 759 F. Supp. 143 2, 1434 (D. Ariz., 1991)事件を参照)。裁判所は、厳密又は限定的に概念を解釈すべきではない(Rydder 対 Rydder, 49 F.3d 369, 373 (8th Cir. 1995)事件を参照)。

もっとも引用されてきた「常居所」という概念の解説は、re Bates 事件(In re Bates, No. CA 122-89, High Court of Justice, Family Div'n Ct. Royal Courts of Justice, United Kingdom (1989))において高等法院によって導かれたものである(引用例として、Feder 対 Evans-Feder, 63 F.3d 217, 222-24 (3rd Cir. 1995)事件、Falls 対 Downie, 871 F. Supp. 100, 102 (D. Mass. 1994)事件、Slagenweit 対 Slagenweit, 841 F.Supp. 264, 268 (N.D.Ia. 1993)事件、re Ponath, 829 F.Supp. 363, 367 (D. Utah 1993)事件、Levesque 対 Levesque, 816 F. Supp. 662, 666 (D. Kan. 1993)事件、Harsacky 対 Harsacky, 930 S.W.2d 410, 413 (Ky.Ct.App, 1996)事件などを参照のこと)。Bates 事件では裁判所は、1983年のScarman判事のスピーチを引用して、次のように説明した。

「ある程度の決まった目的がなければならない。目的は一つでもよければ、多数でも良い。また、一般抽象的なものでも、特定された具体的なものでもかまわない。法律が要求しているのは「決まった目的」の存在のみである。これは当事者が当該場所に無期限に居続ける意図を有していることを意味しない。確かに、その目標が決まっていれば、期限付きの期間を有しているかもしれない。住所を選択する普通の理由として、教育、ビジネス又は職業、就職、健康、家族、若しくは、単なるその場所への愛情が頭に浮かび、また、そのほかにも多くの理由があり得よう。必要なのは、生活している場所に居る目的が決まったものとして認められるに必要な程度の継続性を有していることのみである。」

米国の各裁判所は、子の「常居所」がどこであるかを判断する際この説明を用いてきた。Feder 事件において、第4巡回区連邦控訴裁判所はBates判決を引用して、次のように説明した。

「子の常居所とは、当該子が、子自らの観点からある程度の決まった目的を有しており、かつ、そこへの適応のために十分な期間にわたって物理的に居た場所をいい（略）」

特定の場所がこれらの基準に適しているかどうかの判断は当該子に着目しなければならず、当該場所における子の状況、及び、そこに居ることに関する両親の共通した意図の分析によって構成される。」

#### Feder, 63 F.3d 事件 224 頁

本件に類似したその他の事案は「決まった目的」があることの必要性に関してさらに説明している。例えば、**Slagenweit** 事件において、子が母親と一緒に暮らしていたドイツから、無期限に父親と一緒に暮らすためにアイオワへ移住することに両親は合意していた。両当事者は、母親が子の学校への再入学に向けた準備期間中に子が父親と同居することや、アイオワにいる間に子がそれまで利用していたドイツの治療よりも優れた、必要な治療を受けられることに同意した。8ヶ月後、母親が子の返還を求めたが、父親がこれを拒否した。（**Slagenweit**, 841 F.Supp.事件 266 頁参照）。

裁判所は、子がアイオワに不法に留置されていないと判断した。両当事者は最初の子の常居所がドイツであることに同意していたが、「地理的な変更及び時間の経過の結果として」これがアイオワに変わった（同判決 269 頁）。この8ヶ月間（裁判所が「相当な期間の経過」として描写している。**Slagenweit**, 841 F.Supp.事件 269 頁参照）について、裁判所は、子が、父親とその恋人との関係を通じて、さらに当該子の治療に当たっていた医療関係者らを通じて、アイオワの住民となっていたと結論づけた。裁判所は、両親がはじめに子がアイオワにおいて無期限に生活することに関して合意したことを重要視し、また、母親が子がアイオワに住み続けることについて異議を申し立てた時には、子はすでにアイオワの新たな家によく適応していた（同判決同頁参照）。

**Levesque** 事件においては、ドイツ国籍を有する母親が、疎遠になった夫との関係を修復しようと、（父親の）ドイツの駐屯地からの異動先である米国に、彼らの子と一緒に転居した。彼らはおおよそ1年間カンザスで生活した後、彼女が自らの家族を訪問するために子を連れてドイツに帰国した。彼女は5週間後カンザスに戻ったが、すぐ子を連れてドイツに帰国した。子の父親は、母親が子を連れてドイツに帰国することについて同意をしたが、ドイツへの帰国は短期間だと信じていた。婚姻において再び問題が発生しており、母親が子を連れて

ドイツに帰国後間もなく、母親が（米国に帰らず）子と共にドイツにとどまる計画を立てていたことが明らかになった。その約 3 週間後、子の父親がドイツへ渡り、母親の同意を得ずに子を米国に連れて帰った（*Levesque*, 816 F.Supp. 事件 663 頁参照）。

裁判所は、子をドイツに返還するよう命じた。子は両親とともにカンザスにおいてほぼ一年間生活していたにもかかわらず、裁判所は、母親が無期限に子と共にドイツに帰ることに両親が合意したため子の常居所が変更されたと結論づけている（同判決 666 頁参照）。この合意は「目的が決まったものとして認められるに必要な継続性の程度」に達している（同判決による *Bates* 事件の引用）。

*Falls* 事件において、ドイツ人女性は、彼女の子及びその子の父親がドイツにおける家族の住居から無期限に米国に移住することに合意した。夫婦は、金銭的な問題に直面していたため、父親と子が父親の両親と一緒にマサチューセッツで暮らしながら、父親は仕事を探す予定にしていた。しかし別居中に夫婦関係が悪化し、その 8 ヶ月後、母親は子のドイツへの返還を求めた（*Falls*, 871 F.Supp. 事件 100-01 頁）。裁判所は、この 8 ヶ月間、子がマサチューセッツに十分に適応したため、そこが子の常居所となったとの主張を支持した（同判決 102 頁）。

*Falls* 事件においてさらに重要と思われる要素は、幼い子の年齢である。8 ヶ月当該国に滞在した後母親が子のドイツへの返還を求めたときには子は 1 歳 9 ヶ月であった。裁判所は「彼（当該子）はこの国での父親と祖父母と一緒に生活に完全に慣れている。彼はかろうじて母親のことを知っていたにすぎない」と述べた（*Falls*, 871 F.Supp. 事件 102 頁）。実際に、短い期間が幼い子の人生にとって重要な意味を持ちうることを指摘している事件が少なくともあと一件ある。*Feder* 事件では、オーストラリアで 8 ヶ月しか暮らしていなかったにもかかわらず、子の常居所がオーストラリアであると判断された。「Evan（子）は母親と父親と共にペンシルバニアからオーストラリアに移住し（略）約 6 ヶ月間オーストラリアに滞在したが、これは 4 歳児にとって相当な長さの期間である」（*Feder*, 63 F.3d 事件 224 頁を参照。強調は追加したもの）。このアプローチは裁判所が常居所を判断するに際して、子に対する両親の将来的な意図よりも、子の状況及び子が新たな場所に適応しているかどうかに着目しなければならぬとする *Feder* 事件の方針に一致する（同判決参照）。

## B. S の常居所に関する事実認定

この法を本件に適用すると、三つの期間(①1994年11月から1995年5月まで、②1995年5月から同年11月まで、③1995年11月から1996年6月まで)について、それぞれの期間においてSが実際に居住していた国とSの常居所は一致すると当職は考える。Sの観点から見てもこれは確かである。そして、両親に共通していた意図という観点からみても事実である。両方の親が、ZがCDを完成している間に、AとSがアルゼンチンで生活することを意図しており、両方の親がAとSが6ヶ月の間1995年に米国に帰ることに合意しており、また、両方の親が1995年11月にAがSを連れてアルゼンチンに帰ることに合意した。それぞれの期間においてSがアルゼンチンに滞在する期間の長さについて両当事者の予想が異なっていると思われるが、それぞれの移動は、それぞれの移動が行われるという点に関する限り、両親の間の合意の産物である。実際に、1996年6月におけるAとSの米国への帰国は両親の間で合意されているが(脚注5)、当時滞在期間の長さに関する合意はなかった(脚注6)。

母親がSと一緒にアルゼンチンに永住することを考えたことがなく、また、1994年11月にアルゼンチンに移住したときにアルゼンチンにおけるZの仕事が終わり次第米国に帰国する予定であったというAの証言を当職は信用しているが、これだけでは子とAがそこで暮らした間はSの常居所がアルゼンチンではなかったとはいえない。従って、Aが実際に米国に帰国する数ヶ月前から米国への帰国を切望していたとしても、アルゼンチンに渡ってから7ヶ月後の1996年6月の時点では、Sが常居所を有する国はアルゼンチンであると当職は認定する。

### III. 留置の日付

#### A. 留置発生時に関する法

裁判所は、主張されている不法な留置の起点を確定しなければならない。前述したように、Zは不法な留置が1997年7月に始まったと主張している。Slagenweit事件において、裁判所は、不法な留置が「監護権を行使していない親が(略)監護権を取り戻したいという意思を明確に表示し、子と一緒に暮らす親の権利を主張した」時に始まると判断した(Slagenweit, 841 F.Supp.事件270頁)。この事件において、裁判所は、監護権を行使していない親がはじめて子のドイツへの返還を申立て、監護権を行使している親にこれを拒否された時が起点であると判断している(脚注7)。そして、Falls事件において裁判所は、同様に留置が不法なものになったのは、子の母親が、子のドイツへの返還を申立て、父親がこれを拒否した時であるとしている(前掲Falls, 871 F.102頁)。

## B. 留置の日付に関する認定事実

A と S がアルゼンチンで Z と同居するために帰国するよう Z が初めて要請したのは 1996 年 7 月であり、A と S がアルゼンチンを出国してから 1 ヶ月後のことであると認定する（証拠 1）。母親は脅迫されていたと主張してはいるが、Z にその意図について嘘をついたことを認めているため、A がいつアルゼンチンに帰ることを拒否したかを確定することはより困難である（脚注 8）。さらに、母親は 1995 年に米国にいたときにその意図に関して矛盾した言動をとったことも認めている（Tr. 113）。

この問題に関してもうひとつの側面がある。当職に提出された記録によれば、母親が 1996 年 6 月に米国に帰った後、Z にアルゼンチンに帰りたくないと言っていることは確たる事実であるが、1997 年 7 月になってからはじめて、自分と S は Z と一緒に米国に住まず「Z とはもう関わりたくない」と Z に述べた（Tr. 75）。当然、Z がアルゼンチンでの仕事が終われば、夫婦は米国（おそらくカリフォルニア州）で一緒に暮らすということが二人の長期に渡る共通認識であった。（Tr. 74, 110-111, 126, 13 1）。1997 年 2 月までに母親が、Z が不貞を働いたことを知ったときに、Z とはもう一緒に暮らさない決心をしたという A の証言を当職は信用するが、記録には 1997 年 7 月まで A がこの決心を Z に伝えたことを示唆する証拠がない。これは彼女がアルゼンチンに残した財産を取り戻し、Z に貸した金銭を回収するためであるが、彼女の真の意図は Z には全く知らされない状態にあった。

しかし、申立てでは、A が、S を、その常居所（Z の主張によればアルゼンチン）とは異なる米国に不法に留置したと主張している。A が S をアルゼンチンに帰国しないことを Z が知った際に留置は発生する。A がアルゼンチンに帰国しないことを知らないうちに、Z に対して不法な留置に基づいた申立を行うよう求めることは公平に反しよう。

しかし、すべての証拠に基づいてみれば、A は彼女の母親のアパートを出てウォータータウン市で自らのアパートを賃借することによって、Z に対して彼女が S を連れてアルゼンチンに帰国することを拒否していたことを明確に示したといえる。その時まで、Z は A がマサチューセッツ州に居続けることにいくぶん同意していたのである。Z が 1997 年 6 月 27 日に綴った手紙（証拠 1, 3 頁）は以下の通である。

「(A と S が米国に行った 1996 年 6 月) 1 ヶ月後、私は彼らのアルゼンチンへの帰国を求めたが、これに対して P は、米国での夏は素晴らしが、アルゼンチンは、季節は冬だと返事を書いてきた。彼女は「今治療している患者がいる」等の口実をつけて帰国を遅延し続けた。その間に、彼女はいくつか物品(の郵送)と送金を依頼してきたが、こうすることで彼らのアルゼンチンへの帰国が早まるならと考えて常に送付していた。」

しかし、A が自ら居住するアパートを契約したことによりすぐに、A が S を連れてアルゼンチンに帰国するという彼の要請に A が応えようと思っていなかったことが明らかになった。Z は 1997 年 6 月 27 日にさらに以下のように主張した(証拠 1、3 頁)。

「CD を作詞作曲し、作成し、録音し、そして、発売することは、様々な人間が関わる複雑な工程であるから、私は多忙を極め、時間が過ぎていくのも早く、状況を理解することが困難だった。数ヶ月前、A が突然、彼女の母親の家[ママ]を出て、賃借アパートを契約した。しばらくの間、彼女が電話はしてくれていたが住所を教えてはくれなかったから、彼らがどこにいるかを知ることができなかった。」

従って、当職は、本件の事実に法を適用し、A による S の留置は、彼女がウォータータウン市マサチューセッツ州での自ら契約したアパートに転居した 1997 年 2 月ごろに行われたものであると認定する。なぜなら、その時点までに発生したすべての出来事に基づくと、この行為によってこそ A が Z にアルゼンチンに帰国しないとことを伝えたからである。

当職はさらに、Z は、A が転居した事実を契約の直後に知っていたと認定する(Tr. 101)。Z は彼の友達である M に対し、A の転居を手助けするよう頼んでいる(Tr. 102)。1997 年 5 月 7 日に、Z は A にニューヨーク市のアパートの売却を許可する書類を与え、その書類では A のウォータータウン市における住所が言及されている(証拠 14)。要するに、1996 年 6 月にその常居所であった場所からの S の留置は 1997 年 2 月から行われたものである。

#### IV. 1997 年 2 月における S の常居所

1995 年 11 月から 1996 年 6 月までの間、S の常居所はアルゼンチンであったという結論を導く理論は、必然的に 1997 年 2 月時点における S の常居所はマサチューセッツ州であったという結論を導く。1996 年 6 月から 1997 年 2 月までの間



には A と S がどの程度の期間米国に在留するかについて両親の予想が異なっており、彼らがここ（米国）に居続けたことは暗黙の合意の対象となっており、Z の不本意な同意であったと当職は認定する(Tr. 87-88)。従って当職は、1997年2月時点の S の常居所はマサチューセッツであったと判決する。

## V. 派生的な争点

前述したように、1996年6月時点において S が常居所を有する国はアルゼンチンであったと当職は認定する。当職が間違っており、Z が A に対して S と一緒にその常居所のある国であるアルゼンチンに帰国するよう求めた、1996年7月に留置が行われたとすれば、Z の要請は一年が経過してから（すなわち1997年9月に）行われたことになる。すると、争点はアルゼンチンへの S の返還要請が行われた時（すなわち、1997年9月）に S がすでにその新たな環境であったマサチューセッツに「適応」していたかどうかである。

### A. 子が適応した時期を尊重する法

留置から一年が経過してから要請された場合、被申立人は「返還が断絶的であって悪影響を伴うと推測される程度、子が実際に新たな環境に適応しており、（中略）子と相当なつながりあることを示す十分な証拠」を示さなければならない。「相当なつながりを示す十分な証拠」がなければならない (*In re Robinson*, 983 F.Supp. 1339, 1345 (D. Colo. 1997) (Public Notice 957, 51 Fed.Reg. 事件 10,509 頁参照))。

*Robinson* 事件において、裁判所は、彼らが被申立人の拡大家族と積極的な関係をもっており、学校を通っており、課外活動に参加しており、そして、確立した友情関係があったことに基づいて、子が新たな環境に十分に適応していたと認定した（同判決 1346 頁参照）。*Wojcik* 事件 (*re Wojcik*, 959 F.Supp. 413 (E.D.Mich. 1997)) において、裁判所は同様に、彼らが継続的に学校及びデイケアに出席していたこと、当該地域において親戚と友達がいたこと、定期的に母親と一緒に教会に行っていたことなどに基づいて、子供立ちが新たな環境に適応していたと認定した（同判決 421 頁参照）。反対に、裁判所は争いのない証拠がフランスにいた父親は「少なくとも子らに対して無関心」であったと指摘している（同判決参照）。

裁判所は *In re Petition for Writ of Habeas Corpus for Coffield* 事件 (*In re Petition for Writ of Habeas Corpus for Coffield*, 644 N.E.2d 662 (Ohio Ct.App, 1994)) にお

いて、問題となっていた子が、返還要請された時点でまだ環境に適応していなかったという主張を支持した。しかし、子の父親はその所在を隠そうとしていたようであり、3年間にわたって子を限られた友人や親戚（「すなわち、父親が信用している者」）にのみ接触させていた。子は学校に通わず、その他の活動もせず、コミュニティでも友達がいなかった。従って、裁判所は、子が新たな環境に適応しておらず、ハーグ条約第12条による反論が適用されないと判断した（*In re Petition for Writ of Habeas Corpus for Coffield*, 644 N.E.2d 666 頁を参照）。

Wojcik 事件も Robinson 事件も、部分的に、それぞれの事案において問題となっていた子が「新たな環境で意味のある関係を築くに十分な年齢に達して」いたことに依拠している（Robinson, 983 F.Supp.事件 1345 頁参照）。両事件とも David S.対 Zamira S.事件（David S.対 Zamira S., 151 Misc.2d 630, 574 N.Y.S.2d 429 (1991)）とは対照的である。この事件では裁判所が3歳及び1歳半の子らが、「より成長した子が関わっているであろう学校・課外活動、コミュニティ、宗教的や社会的な活動にまだ関わっていない」として、新たな環境に適応していないという主張を支持した。これに対して、Wojcik 事件における子らの年齢は審理時に8歳と5歳であったし（Wojcik, 959 F.Supp.事件 421 頁）、Robinson 事件における子らの年齢は約10歳と6歳であった（Robinson, 983 F.Supp. at 1341）。

## B. 1997年9月にSが適応していたかどうかに関する事実認定

1997年9月に、Sは4歳2ヶ月であった。1996年6月から、被申立人Aがウォルサム市のAの母親のアパートからウォータータウン市へ転居したものの、Sはデイケアセンターにフルタイムで通っている（証拠9）。同センターの執行役員は、1996年以降「Sは「勉強でも人間関係でも成長を見せており」、「自分や友達の家で遊んだり、誕生日パーティーに参加したりしている」と述べている（証拠9）。執行役員は「先生、子ら、その他のスタッフとの関係を築いている」（同証拠）。Sはその祖母と週2～3回あっており、祖母と「結びつき」がある（Tr. 31）。

この証拠は重要かつ説得力のあるものである。反証は提出されていない。従って、1997年9月の時点でSはすでに「新たな環境に適応」していたと当職は認定する（脚注9）。

## VI. 結論

まとめると、1996年6月の時点でのSの常居所はアルゼンチンであったと当職は判断する。また、Aが、Zが申立した1996年7月にSと一緒にアルゼンチンに帰らないことを言動によって伝えたのは、1997年2月と認定する。従って、なんらかの不法な留置が1997年2月に行われた。しかし、さらに、1997年2月時点のSの常居所はマサチューセッツであって、これが変わることがなかったことも認定する。従って、当時その常居所と異なる場所で留置していなかったため、被申立人AによるSの留置は不法なものではない。また、被申立人Aによる留置は1996年7月であったとしても、Zが帰国を要請した1年以上後の1997年9月4日の時点において、Sはすでに新たな環境に適応していたと判断される。

以上より、ZによるSのアルゼンチンへの返還の申立の棄却を命じ、これをもってこれを理由ないものとして棄却し、判決は直ちに効力を生ずる。

/s/

連邦下級判事 **ROBERT B. COLLINGS**

1998年4月10日

=====

脚注

- 1 Zは米国の永住者でもある。
- 2 Zと被申立人Aは婚姻をしたことがない。
- 3 証拠調べ審理に先立ち、両当事者は、本件を、28 U.S.C. s.636(c)に従って、正式事実審理及び判決登録を含むすべての目的において、任命された連邦下級判事に再付託することで合意している。
- 4 本件において、不法又はそうでない、留置の時にZが監護権を有しており、かつ、これを実際に行使していたこと、あるいは、留置がなければ、行使していたであろうことに関して異論がない (Tr. 160 参照)。
- 5 Zが車で被申立人AとSを空港まで連れてゆき、アルゼンチン当局が彼らに対して国に在留を許されていた期限を超えて滞在した事実について問いただしていたときに彼らが出発できるように調整した (Tr. 109, 131 参照)。

6 この事実は本件を *Levesque 対 Levesque* 事件と区別するものである (*Levesque 対 Levesque*, 816 F.Supp. 662, discussed, supra, 事件 7-8 頁参照)。本件では、両親は子が母親と一緒に無期限にドイツに帰ることについて合意していた。本件において、両親の間に S が被申立人 A と一緒に、長期的であるという意味での、無期限に米国に帰ることに関する合意がないと思われる。確かに、被申立人 A と S が米国に居続ける、特定の月日の間に関する合意という意味での、「決まった」期間がない。しかし、Z はその期間が短いものであると期待しており、また、被申立人 A は S が二度とアルゼンチンに住みに帰らないと期待していた。換言すれば、1996 年 6 月に Z が被申立人 A と S の米国への旅が数週間以上のものとなることについては同意していないと思われる。

7 *Schroeder 対 Vigil-Escalera Perez* 事件 (*Schroeder 対 Vigil-Escalera Perez*, 76 Ohio Misc.2d 25, 664 N.E.2d 627 (1995) 事件) において、裁判所は *Slagenweit* 事件を引用し、類似の事実関係のもとで認容の判断を下した。この事案において、裁判所はいかなる不法な留置も当事者が「子の監護権をめぐって争い始める」までは始まらないと判示した (*Id.* at 33-34, 664 N.E.2d at 632 (*Slagenweit* 事件を引用))。

8 A と S が 1996 年 6 月にアルゼンチンを出発した時点において、A は Z に対して、費用が十分あれば帰国し、二週間以内に帰国すると述べている (Tr. 134)。

9 *David S.* 事件 (*David S.*, 151 Msc.2d 630, 574 N.Y. S.2d 429) は、反証とならない。当該事件における判決は子らが新たな環境に適応していることを証明する証拠の提出が不十分であったことに基づいている。子らが「有意義な関係を形成」した証拠も、子らが「保育園に通った」と認められる証拠もなかった (同判決、151 Msc.2d at 636, 574 N.Y.S.2d 433 頁)。